

（公財）東京都道路整備保全公社発注工事を受注されている皆さまへ

工事請負契約書第24条の規定 （スライド条項）の適用について

（公財）東京都道路整備保全公社（以下、公社という。）においては、工事請負契約書第24条においてスライド条項を定め、単品スライド条項及びインフレスライド条項を運用しております。

資材業者等における原材料や燃料コスト上昇分の資材価格への転嫁等による取引価格の増額に対して、本条項の適用により対応が可能となる場合があります。

単品スライド条項をはじめ、各スライド条項の適用にあたっては、元請企業への対応のみならず、価格高騰の影響を受ける資材業者や下請企業等への配慮も重要であり、元請企業の理解と協力が不可欠です。

公社発注工事の受注者におかれましては、本条項の趣旨をご理解いただき、資材取引や下請契約等における契約金額等の変更及びそれに伴う支払を適切に行っていただきますよう、お願いいたします。